

四條畷法律事務所報酬基準

第一章 総則

(目的)

第1条 この基準は、四條畷法律事務所に所属する弁護士の報酬に関する標準を示すことを目的とする。

(趣旨)

第2条 弁護士がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この基準の定めるところによる。

(弁護士報酬の種類)

第3条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。

1. 法律相談料 依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
2. 書面による鑑定料 依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
3. 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。なお、着手金は委任事務処理のうち、着手時の活動に対する対価であり、委任事務全体の対価ではない。
4. 報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。なお、判決等で示された金額を基準として算定し、相手方が任意に履行することなく、現実に回収できない場合であっても原則として発生するものとする。
5. 手数料 原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件などについての委任事務処理の対価をいう。
6. 顧問料 契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
7. 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(消費税に相当する額)

第4条 この基準に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む。

(弁護士報酬の支払時期)

第5条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその

規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払を受ける。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から報酬を預かることができる。

(事件等の個数等)

第6条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一の弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、契約に別の定めがない限り、同裁判外の事件とは新たな別の事件として扱う。

(弁護士の報酬請求権)

第7条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

1. 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
2. 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 1件の事件等を四條畷法律事務所に所属する複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。
 1. 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。
 2. 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第8条 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

- 2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。
- 3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。
- 4 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第9条 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は第四条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

- 2 着手金及び報酬金を受ける事件などにつき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第17条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額の1.5倍を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第10条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第四章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

第二章 法律相談等

(法律相談料)

第11条 法律相談料は、次のとおりとする。

- ・ 初回市民法律相談料 30分ごとに5,500円
 - ・ 一般法律相談料 30分ごとに5,500円以上27,500円以下
- 2 前項の初回市民法律相談料とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談を除くものをいい、一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の法律相談をいう。

(書面による鑑定料)

第12条 書面による鑑定料は、次のとおりとする。

- ・ 書面による鑑定料 110,000円以上330,000円以下
- 2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第三章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第13条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益－算定可能な場合)

第14条 前条の経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。この額は、弁護士が関与する前に相手方からの提示があった場合でも、その金額を差し引かないものとする。

1. 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）
 2. 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
 3. 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
 4. 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
 5. 所有権は、対象たる物の時価相当額。
 6. 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を越えるときは、その権利の時価相当額。
 7. 建物の所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
 8. 建物の占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
 9. 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
 10. 不動産の所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
 11. 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価格が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
 12. 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価相当額。
 13. 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。
 14. 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
 15. 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）
- 2 前項において、目的物が不動産である場合には、その固定資産評価額の
1. 4倍を時価と看做することができる。

(経済的利益算定の特則)

第15条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができる。

- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
 1. 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 2. 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益－算定不能な場合)

第16条 第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第17条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

- ・ 経済的利益の額が300万円以下の部分
着手金 8.8% 報酬金 17.6%
 - ・ 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の部分
着手金 5.5% 報酬金 11%
 - ・ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の部分
着手金 3.3% 報酬金 6.6%
 - ・ 経済的利益の額が3億円を超える部分
着手金 2.2% 報酬金 4.4%
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
 - 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - 4 前三項の着手金は、最低額を11万円とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により11万円未満に減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第18条 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決期間への申立事件（以下「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第21条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 前三項の着手金は、11万円（第21条の規定を準用するときは5万5000円）を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件

の着手金は、事情により11万円（第21条の規定を準用するときは5万5000円）未満に減額することができる。

（契約締結交渉）

第19条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

- ・ 経済的利益の額が300万円以下の部分
着手金 2.2% 報酬金 4.4%
 - ・ 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の部分
着手金 1.1% 報酬金 2.2%
 - ・ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の部分
着手金 0.55% 報酬金 1.1%
 - ・ 経済的利益の額が3億円を超える部分
着手金 0.33% 報酬金 0.66%
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は11万円を最低額とする。
- 4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

（督促手続事件）

第20条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

- ・ 経済的利益の額が300万円以下の部分
着手金 2.2%
 - ・ 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の部分
着手金 1.1%
 - ・ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の部分
着手金 0.55%
 - ・ 経済的利益の額が3億円を超える部分
着手金 0.33%
- 2 前項の着手金は、事件の内容により30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、5万5000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第17条又は次条の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第17条又は次条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭などの具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 6 前項ただし書に規定する金銭などの具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、前各項の着手金及び報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第17条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

(手形、小切手訴訟事件)

第21条 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する。

- ・ 経済的利益の額が300万円以下の部分
着手金 4.4% 報酬金 8.8%
 - ・ 経済的利益の額が300万円を超え3000万円以下の部分
着手金 2.75% 報酬金 5.5%
 - ・ 経済的利益の額が3000万円を超え3億円以下の部分
着手金 1.65% 報酬金 3.3%
 - ・ 経済的利益の額が3億円を超える部分
着手金 1.1% 報酬金 2.2%
- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前二項の着手金は、5万5000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第17条の規定により算定された額と前三項の規程により算定された額との差額とし、その報酬金は、第17条の規定を準用する。

(離婚事件)

第22条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- ・ 離婚調停事件、離婚仲裁センター事件又は離婚交渉事件
着手金33万円以上55万円以下 報酬金33万円以上55万円以下
 - ・ 離婚訴訟事件
着手金44万円以上66万円以下 報酬金44万円以上66万円以下
- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件又は離婚仲裁センター事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とする。
- 4 前三項において、財産分与、慰謝料、婚費、養育費など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第17条又は第18条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第23条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 着手金 44万円以上66万円以下 報酬金 44万円以上66万円以下
- 2 前項の着手金及び報酬金は、第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
 - 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第一項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
 - 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の2分の1とする。
 - 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
 - 6 前各項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(借地非訴事件)

- 第24条 借地非訴事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するとき、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- ・ 借地権の額が5000万円以下の場合
着手金 33万円以上55万円以下
 - ・ 借地権の額が5000万円を超える場合
着手金 前段の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額
- 2 借地非訴事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 1. 申立人については、申立てが認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第17条の規定により算定された額。
 2. 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第17条の規定により算定された額。
 - 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
 - 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
 - 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

- 第25条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
 - 3 第一項の手續のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第十七条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
 - 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
 - 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
 - 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第26条 民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は、第17条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
 - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万5000円を最低額とする。

(倒産・負債整理事件)

第27条 破産、和議、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。

1. 事業者の自己破産事件
 1. 負債総額の1.1%を基準とする。ただし、最低額は55万円
2. 非事業者の自己破産事件 33万円以上
 1. 債権者5名以下かつ負債1000万円未満 33万円

2. 債権者6名から10名かつ負債1000万円未満 35万2000円
3. 債権者11名以上または負債1000万円以上 37万4000円
4. 上記1から3が管財事件となる場合には5万5000円を加える。
3. 自己破産以外の破産事件 55万円以上
4. 事業者の民事再生事件
 1. 負債総額の0.7%を基準とする。ただし、最低額は77万円
5. 個人再生事件
 1. 債権者10名以下 44万円
 2. 債権者11名以上 55万円
 3. 上記1, 2に住宅ローン特別条項を定める場合は5万5000円を加算
6. 会社整理事件・特別清算
 1. 負債総額の0.88%を基準とする。ただし、最低額は110万円
7. 会社更生事件
 1. 負債総額の0.88%を基準とする。ただし、最低額は220万円
- 2 前項の各事件の報酬金は、第十七条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。ただし、前項第一号及び第二号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続において過払金を回収した場合には、第29条の規定に従って当該事件とは別に過払金請求事件として着手金及び報酬金を受けることができる。

(任意整理事件)

第28条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

1. 事業者の任意整理事件 55万円以上
2. 非事業者の任意整理事件 22万円以上
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次の各号のとおり算定する。
 1. 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

・ 配当原資額が500万円以下の部分	16.5%
・ 配当原資額が500万円を超え1000万円以下の部分	11.0%
・ 配当原資額が1000万円を超え5000万円以下の部分	8.8%
・ 配当原資額が5000万円を超え1億円以下の部分	6.6%
・ 配当原資額が1億円を超える部分	5.5%
 2. 依頼者及び依頼者に準ずるものから任意提供を受けた配当原資額につき

・ 配当原資額が5000万円以下の部分	3.3%
・ 配当原資額が5000万円を超え1億円以下の部分	2.2%
・ 配当原資額が1億円を超える部分	1.1%
- 3 第一項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用する。

- 4 第一項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(過払金請求事件)

第29条 債権者との取引について、利息制限法が定める利息の利率による引き直し計算をした結果、弁済すべき金額を超えて支払った金額（以下、「過払金」という。）が生じることとなった債務者が、当該債権者に対してその返還請求を行う事件についての報酬金は次のとおりとする。なお、その債権者が過払金請求前に、債務者に対して、金銭請求をしていたときは、その金銭請求を排除したことに対する報酬についても17条の定めにしたがって請求することができる。

1. 裁判手続によらない場合 回収金額の22%
2. 裁判手続による場合 回収金額の27.5%

(行政上の不服申立事件)

第30条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第十七条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

- 2 前項の着手金は、22万円を最低額とする。

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第31条 刑事事件の着手金は、次のとおりとする。

1. 裁判員裁判対象外の事件
 - ・ 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件
着手金 33万円以上55万円以下
 - ・ 起訴前及び起訴後の前段以外の事件
着手金 55万円以上
 - ・ 再審請求事件
着手金 55万円以上
 - ・ 再審請求事件
着手金 55万円以上
 2. 裁判員裁判対象事件
 - ・ 事案簡明な事件
着手金 44万円以上
 - ・ 事案簡明な事件を除く事件
着手金 66万円以上
- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後について

ては公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については事実関係に争いが無い情状事件をいう。

（刑事事件の報酬金）

第32条 刑事事件の報酬金は、次のとおりとする。

- ・ 事案簡明な事件，起訴前，不起訴
報酬金 33万円以上55万円以下
 - ・ 事案簡明な事件，起訴前，求略式命令
報酬金 前段の額を超えない額
 - ・ 事案簡明な事件，起訴後，刑の執行猶予
報酬金 33万円以上55万円以下
 - ・ 事案簡明な事件，起訴後，求刑された罪が軽減された場合
報酬金 前段の額を超えない額
 - ・ 事案簡明でない事件，起訴前，不起訴
報酬金 55万円以上
 - ・ 事案簡明でない事件，起訴前，求略式命令
報酬金 55万円以上
 - ・ 事案簡明でない事件，起訴後（再審事件含む。），無罪
報酬金 66万円以上
 - ・ 事案簡明でない事件，起訴後（再審事件含む。），刑の執行猶予
報酬金 55万円以上
 - ・ 事案簡明でない事件，起訴後（再審事件含む。），求刑の刑が軽減された場合
報酬金 軽減の程度による相当な額
 - ・ 事案簡明な事件，起訴後（再審事件を含む。），検察官上訴が棄却された場合
報酬金 55万円以上
 - ・ 再審請求事件
報酬金 55万円以上
- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第33条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第31条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前二条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取下げ等)

第34条 検察官の上訴の取下げ又は免訴，公訴棄却，刑の免除，破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は，それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮したうえ，第32条の規定を準用する。

(保釈等)

第35条 保釈，勾留の執行停止，抗告，即時抗告，準抗告，特別抗告，勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は，依頼者との協議により，被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に，相当な額を受けることができる。

(告訴，告発等)

第36条 告訴，告発，検察審査の申立，仮釈放，仮出獄，恩赦等の手続の着手金は，一件につき16万5000円以上とし，報酬金は，依頼者との協議により受けることができる。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第37条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は，次のとおりとする。

- ・ 家庭裁判所送致前及び送致後の少年事件
着手金 33万円以上55万円以下
- ・ 抗告，再抗告及び保護処分の取消の少年事件
着手金 33万円以上55万円以下
- 2 少年事件の報酬金は次のとおりとする。
 - ・ 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分の少年事件
報酬金 33万円以上
 - ・ その他の少年事件
33万円以上55万円以下
- 3 弁護士は，着手金及び報酬金の算定につき，家庭裁判所送致前の受任か否か，非行事実の争いの有無，少年の環境調整に要する手数の繁簡，身柄付の監護措置の有無，試験観察の有無等を考慮するものとし，依頼者と協議のうえ，事件の重大性等により，前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

- 第38条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は，第五条の規定にかかわらず，家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき，同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは，前条の規定にかかわらず，抗告審等の着手金及び報酬金を，適正妥当な範囲内で減額することができる。
 - 3 弁護士は，追加して受任する事件が同種であることにより，追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは，追加受任する事件につき，着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第四章 手数料

(手数料)

第39条 手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用する。

1. 裁判上の手数料

(1) 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）

- ・ 基本

22万円に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額

- ・ 特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）

- ・ 示談交渉を要しない場合

300万円以下の部分 11万円

300万円を超え3000万円以下の部分 1.1%

3000万円を超え3億円以下の部分 0.55%

3億円を超える部分 0.33%

- ・ 示談交渉を要する場合

示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額

(3) 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合と同額

(4) 倒産整理事件の債権届出

- ・ 基本

5万5000円以上11万円以下

- ・ 特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(5) 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。例：特別代理人の選任，子の氏の変更，後見開始の審判，離縁の許可，相続放棄，遺言書の検認，遺言執行者の選任，遺留分の放棄等）

11万円以上22万円以下

2. 裁判外の手数料

(1) 法律関係調査（事実関係調査を含む。）

- ・ 基本
5万5000円以上22万円以下
- ・ 特に複雑又は特殊な事情がある場合
弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 契約書類及びこれに準ずる書類の作成，定型

- ・ 経済的利益の額が1000万円未満のもの
11万円
- ・ 経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの
22万円
- ・ 経済的利益の額が1億円以上のもの
33万円以上

(3) 契約書及びこれに準ずる書類の作成，非定型

1) 基本

- ・ 300万円以下の部分 11万円
- ・ 300万円を超え3000万円以下の部分 1.1%
- ・ 3000万円を超え3億円以下の部分 0.33%
- ・ 3億円を超える部分 0.11%

2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(4) 契約書及びこれに準ずる書類の作成

- ・ 公正証書にする場合
上の(2)(3)の手数料に3万3000円を加算する。

(5) 内容証明郵便作成

1) 基本

3万3000円以上6万6000円以下

2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(6) 遺言書作成，定型

11万円以上22万円以下

(7) 遺言書作成，非定型

1) 基本

- ・ 300万円以下の部分 22万円
- ・ 300万円を超え3000万円以下の部分 1.1%
- ・ 3000万円を超え3億円以下の部分 0.33%
- ・ 3億円を超える部分 0.11%

2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(8) 遺言書作成，公正証書にする場合

上の(6)(7)の手数料に3万3000円を加算する。

(9) 遺言執行

1) 基本

- ・ 300万円以下の部分 17.6%
ただし、最低額は33万円

- ・ 300万円を超え3000万円以下の部分 11%
 - ・ 3000万円を超え3億円以下の部分 6.6%
 - ・ 3億円を超える部分 4.4%
- 2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合
 弁護士と依頼者との協議により定める額
- 3) 遺言執行に裁判手続を要する場合
 遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

(10) 会社設立等

- 1) 設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算
 資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし, 合併又は分割については220万円を, 通常清算については110万円を, その他の手続については11万円を, それぞれ最低額とする。
- ・ 1000万円以下の部分 4.4%
 - ・ 1000万円を超え2000万円以下の部分 3.3%
 - ・ 2000万円を超え1億円以下の部分 2.2%
 - ・ 1億円を超え2億円以下の部分 1.1%
 - ・ 2億円を超え20億円以下の部分 0.55%
 - ・ 20億円を超える部分 0.33%
- 2) 会社設立等以外の登記等
- ・ 申請手続
 1件5万円。ただし, 事案によっては, 弁護士と依頼者との協議により, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - ・ 交付手続 (登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等)
 1通につき1100円とする。
 - ・ 株主総会等指導
 1. 基本
 33万円以上
 2. 総会等準備も指導する場合
 55万円以上
 - ・ 現物出資証明 (会社法第33条第10項3号等に基づく証明)
 1件33万円。ただし, 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易, 繁簡等を考慮して, 弁護士と依頼者との協議により, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(11) 簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)

- 次により算定された額。ただし, 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には, 弁護士は, 依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- ・ 給付金額が150万円以下の場合 3万3000円

- ・ 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2.2%

12. 財産管理の手数料

(1) 基本報酬

月額22,000円

- ・ 管理財産が1,000万円を超える場合には、500万円ごとに、5,500円を加える。
- ・ 管理財産とは、預貯金及び有価証券等の流動資産及び固定資産の合計額であり、第14条に準じて定める。その際に、負債は控除しない。

(2) 付加報酬

1) 財産調査事務		22万円から44万円
2) 不動産の調査	1箇所あたり	110,000円
3) 居住用不動産の調査	1箇所あたり	110,000円
4) 光熱水費の解約・精算	1契約あたり	11,000円
5) 携帯電話・固定電話の解約・精算	1契約あたり	11,000円
6) インターネット契約の解約・精算	1契約あたり	11,000円
7) 4から6の他定期的な支払の解約・精算	1契約あたり	11,000円
8) 公的手続の代行	1手続あたり	5,500円
9) 交渉・訴訟・非訟・家事審判		弁護士報酬基準による
10) 不動産の処分	売却額の1.65%+	66,000円
11) 賃貸借契約解除	1契約あたり	110,000円
12) 不動産解体	1契約あたり	110,000円
13) 施設入所・転院契約	1契約あたり	22,000円
14) 死亡直後の緊急対応		165,000円
15) 葬儀火葬手続き		110,000円
16) 行政機関発行の資格証明書返納手続		22,000円
17) 住居内の遺品整理		55,000円
18) その他公的手続き	1件当たり	11,000円
19) 終了時引継事務		110,000円
20) その他特別な手続		22万円から44万円

第五章 時間制 (タイムチャージ)

(時間制)

第40条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

2 前項の単価は、1時間ごとに2万2000円以上とする。

- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第六章 顧問料

(顧問料)

- 第41条 顧問料は、次のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。
- ・ 事業者 月額5万5000円以上
 - ・ 非事業者 年額6万6000円（月額5500円）以上
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
 - 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員との法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第七章 日当

(日当)

- 第42条 日当は、次のとおりとする。
1. 日当（出廷日当を除く）
 - ・ 半日（往復2時間を超え4時間まで）
3万3000円以上5万5000円以下
 - ・ 1日（往復4時間を超える場合）
5万5000円以上11万円以下
 2. 出廷日当（訴訟事件、非訟事件、調停事件、審判事件、刑事事件等の期日出廷）
 - ・ 1回につき1万1000円以上2万2000円以下
 - 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
 - 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第八章 実費等

(実費等の負担)

- 第43条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第44条 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第九章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第45条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる
- 3 第一項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により偉人事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第46条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁護士は、事件などに着手せず又はその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第47条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件などに関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附則2024年4月1日

1. この改正規定は2024年4月1日から施行する。
2. この基準施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による

附則 2023年9月1日

1. この改正規定は2021年9月1日から施行する。
2. この基準施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

附則 2021年3月1日

1. この改正規定は2021年4月1日から施行する。
2. この基準施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。

附則

1. この改正規定は平成28年9月1日から施行する。
2. この基準施行の際、現に処理中の事件の弁護士報酬については、なお、従前の例による。